最終更新日：2018年6月28日
アドソル日進株式会社
代表取締役社長　上田　富三
問合せ先：取締役　経営企画室長　後関　和浩　　電話　03-5796-3131
証券コード：3837
http://www.adniss.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

1）基本的な考え方
当社は、企業価値の持続的な増大こそが企業としての最大の使命と認識しており、その実現の為には、企業統治の充実、株主に対する説明責任に積極的に取組むことを経営上の最も重要な課題と位置付けています。今後更に、経営の透明性、効率性、迅速性を意識し、全てのステークホルダーと良好な関係を保ち、企業としての社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

2）基本方針
⑴ 株主の権利・平等性の確保に努めます。
⑵ 株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めます。
⑶ 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
⑷ 取締役会・監査役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
⑸ 株主との建設的な対話に努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則１－２（４）】
当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率は低く、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は行っていませんが、今後の状況を踏まえ、導入を検討してまいります。

【補充原則１－２（５）】
実質株主の要望や信託銀行等の動向に注視しつつ、実質株主の株主総会への出席に関わるガイドラインについて、必要に応じて検討・整備に努めてまいります。

【補充原則４－１１（３）】
当社の取締役会は、「取締役の構成」、「取締役会の開催回数」、「各取締役の出席率」、「審議の充実化を図るための諸施策」、「社内規則に基づく適正な決議・報告事項」、「経営計画の達成度」、等の多角的視点で評価した結果、実効的な機能を果たしていると認識しています。
取締役会全体の実効性に関する、評価・分析の実施と開示については、今後検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況を「コーポレートガバナンス・コードに関する取組みについて」として開示し、当社ウェブサイト（http://www.adniss.jp/ir/library/governance）に掲載しています。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
アドソル日進従業員持株会	961,100	10.72
日本プロセス株式会社	494,000	5.51
株式会社インテック	416,300	4.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	322,100	3.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	276,300	3.08
株式会社みずほ銀行	186,000	2.07
坂下　重信	151,200	1.69
海瀬　希予史	150,000	1.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	143,400	1.60
株式会社三菱東京UFJ銀行 現：株式会社三菱UFJ銀行	138,000	1.54

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

3．企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
星野　將	他の会社の出身者											△
峰野　博史	学者											△
坂本　すが	その他											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
星野　將	○	＜重要な兼務の状況＞ 該当事項はありません。 ＜独立性に関する補足説明＞ 当社とは、平成26年1月から平成26年6月迄、顧問契約を締結していました。 現時点において、当社との間の取引はありません。	豊富なビジネス経験や知識にもとづき、取締役会等において、特にビジネス拡大を中心とする経営の観点からの意見・助言等があります。 又、業務執行を行う経営陣からの独立性を有すると共に、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断しています。

峰野　博史	○	＜重要な兼務状況＞ 静岡大学学術院情報学領域 ＜独立性に関する補足説明＞ 当社は、平成23年12月及び平成24年6月に、当時峰野氏が所属する静岡大学大学院情報学研究科の研究室と情報通信技術に関する情報交換を致しました。 現時点において、当社との間の取引はありません。	学術院教授として情報通信技術分野に優れた見識を持っており、取締役会等において、特に、先端技術の動向や事業化の観点からの意見･助言等があります。 又、業務執行を行う経営陣からの独立性を有すると共に、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断しています。
坂本　すが	○	＜重要な兼務状況＞ 日本医療マネジメント学会（理事） 和歌山県公立大学法人評価委員会（委員） 一般社団法人日本看護業務研究会（副理事） 東京医療保健大学（副学長） ＜独立性に関する補足説明＞ 現時点において、上記いずれの団体も当社との間の取引はありません。	医療看護業界において優れた経歴と実績を持たれる有識者であり、当社の経営全般に助言･指導をいただける為であります。 又、業務執行を行う経営陣からの独立性を有すると共に、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

会計監査人は、会計監査や内部統制監査、四半期レビューの報告を通じて、常勤監査役及び監査室との連携を確保しています。又、常勤監査役は、監査室と連携し、随時必要な情報交換を行っています。更に、会計監査人は、窓口である経理財務部の他、監査室とも直接連絡が取れるようになっており、会計監査人が必要とする情報についても随時提供開示可能な体制となっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大滝　義衛	他の会社の出身者									△	△			
吉成　外史	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大滝　義衛		＜重要な兼務の状況＞ (株)インテック（常勤監査役） ＜独立性に関する補足説明＞ 当社の株主である(株)インテックにおいて、昭和54年から業務執行に携わっていましたが、現在は、同社の常勤監査役に就任されており、業務執行に携わっていません。 当社と同社との間の取引は、平成30年3月期でソフトウェア保守の委託等の取引がありますが、当社の売上高の1%未満であります。	当社同業種の事業会社において監査役に就任しており、経験、幅広い見識を有し、当社の監査役体制の強化･充実の為、人格、見識の上でも適任と判断しています。 業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反取引が生じるおそれのない社外監査役と判断しています。
吉成　外史	○	＜重要な兼務の状況＞ （株）タカラトミー（社外監査役） あかつき総合法律事務所（所長） （株）フーマイスターエレクトロニクス （社外監査役） ＜独立性に関する補足説明＞ 現時点において、当社との間の取引はありません。	事業会社において監査役に就任しており、又、弁護士として企業経営に幅広い経験と見識等を有していることから、監査体制の強化･充実の為、適任と判断しています。 又、業務執行を行う経営陣からの独立性を有すると共に、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役と判断しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

社外取締役の独立性に関する金融商品取引所が定める独立性基準において規定されている要件を満たし、独立した立場での監督機能として株主等から期待されている役割を十分果たすことができ、一般株主と利益相反取引が生じるおそれがない社外取締役及び社外監査役から独立役員を選任しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、基本報酬に加え業績連動型報酬制度を導入することで、事業計画達成に対する一定のインセンティブ要素を取入れています。
ストックオプション制度は、中長期的な業績向上と企業価値向上への意欲を高めること、株主との価値共有を進めることを目的に導入しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役及び従業員に対して企業価値向上への貢献意欲を高める為、ストックオプションを付与しています。尚、社内取締役には、中期的には中期経営計画と連動した業績目標コミットメント型有償ストックオプション、長期的には株式報酬型ストックオプションを付与し、従業員には、税制適格型ストックオプションを付与しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書においては、取締役(社外取締役を除く)及び社外役員に区分し、支給人員及び支給総額を開示しています。
又、事業報告においては、取締役及び社外役員の支給人員及び支給総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会において承認された報酬限度総額の範囲内において、役位・職責等を基準として、取締役会にて決定しています。
具体的には、基本報酬に加え業績連動型報酬制度を導入し、事業計画達成に対する一定のインセンティブ要素を取入れています。又、株式報酬型ストックオプション制度を導入し、長期インセンティブ要素も取入れています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務人事部が、取締役会と監査役会の事務局として支援を行う他、関連組織は、社外取締役(社外監査役)の要請にもとづく資料や情報を提供しています。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

[現状のガバナンス体制の概要]
当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての経営会議を設け、経営の意思決定と業務執行の分離・確立を図っています。
1)取締役会
取締役会は取締役7名(内　社外取締役3名)で構成されています。
取締役会は毎月1回の定例取締役会と、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。取締役会では、法律で定められた事項、経営に関する重要な事項、事業計画等について適正な議論のもとに意思決定がなされ、予算及び業務の進捗状況について確認しています。又、取締役会は、取締役の職務の執行の監督を行います。

2)経営会議
当社は、社内規則で定めた重要事項について取締役会に上程する審議・報告事項の審議及びその他日常的な経営事項についての審議を行っています。
社長を議長として業務執行を行う取締役及び事業組織のトップ並びに常勤監査役を構成員として、週1回開催しています。

3)各種委員会
経営における重要なテーマについて、担当取締役を委員長とする全社横断的な委員会を設置し、テーマ毎に検討・決定・推進を行うと共に、取締役会及び経営会議に報告しています。
・内部統制委員会(内部統制の構築及びモニタリング)
・情報セキュリティ委員会(情報セキュリティ体制の運営・リスクの評価)
・安全衛生委員会(労働災害防止の取組み)
・環境委員会(環境負荷低減活動に関わる取組み)
・BPR委員会(社内業務改革の推進)
以上の各種任意の機関を定め、コーポレート・ガバナンスの充実を図っています。

4)監査役会
当社は、監査役会制度を採用しています。監査役会は、監査役の独立性、監査の実効性を確保するため、常勤監査役1名、非常勤監査役2名(社外監査役2名)で構成されています。監査役会は、法令、定款及び「監査役会規則」に従い、監査役間の意見交換を実施する他、監査法人、年間監査計画等を決定しています。監査役3名は、取締役会に出席し、取締役の職務執行状況を十分監視出来る体制となっています。その他にも常勤監査役は、経営会議及び営業会議等の社内の重要な会議に出席出来ることになっています。

5)内部監査
当社は、監査室において内部監査を実施しており、現在は1名を配置しています。年間を通じてモニタリング及び必要な内部監査を随時行っており、その結果は監査室より直接代表取締役社長に報告される他、監査対象組織に対する具体的な助言・勧告を行い、改善状況等を確認しています。又、定期的に行う常勤監査役との意見交換において、監査内容及び結果を報告しています。

6)会計監査人
会計監査人は、太陽有限責任監査法人であります。同監査法人及び監査に従事する監査法人の業務執行社員と当社の間に、特別な利害関係はありません。
平成30年3月期において、会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下の通りです。
(業務を執行した公認会計士の氏名)
大村　茂、土居　一彦
(継続監査期間)
全員7年未満につき省略しています。
(監査業務に係る補助者の構成)
公認会計士3名、その他5名

7)役員報酬

取締役及び監査役の報酬等を決定するに当たっての方針及び手続については、社内規則に定めています。又、取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針をコーポレート･ガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書に記載しています。

8) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

社外取締役及び社外監査役が、独立した立場から経営への監督と監視を的確且つ有効に実行出来るよう、必要に応じて、関連する組織へ情報や資料を求め、情報提供を求められた組織は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しています。又、常勤監査役が、社内の重要会議に出席することで社内各部門からの十分な情報収集を行い、社外取締役及び社外監査役との共有を行っています。

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最高責任限度額としています。

9) 監査役の強化に関する取組み

社外監査役を含む監査役は、就任に際し、関連法令や当社に関する各種情報を得ること目的として、外部セミナー及び社内説明会に出席し、監査役に求められる役割と責務の理解に努めています。

又、必要な知識の習得や適切な更新にあたっては、社内研修の他、会社負担にて外部研修を受講するなどして研鑽に努めています。

3. 現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社における取締役会は、3名の社外取締役を含む7名の取締役により構成されており、重要な業務執行の意思決定と取締役の業務執行を監督しています。3名の社外取締役は、他の取締役･経営陣に対する監督を行うとともに、独立した立場から適時適切な助言及び意見を行っています。又、監査役会は、社外監査役2名を含む3名の監査役により構成されており、業務執行者からの独立性を確保し、会計監査人及び監査室と連携して、取締役の業務執行を監査しています。このことから、業務の適正及び適法が確保されると考え、現在の監査役会設置会社の体制を選択しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の発送の早期化に努める他、招集通知の内容を発送日前日迄に、TDnet（東京証券取引所のウェブサイト）及び当社ウェブサイトに掲載しています。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を避けた開催日及び株主が出席しやすい場所の設定に努めています。
電磁的方法による議決権の行使	当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率は低く、且つ、議決権の行使比率が極めて高い為、現時点においては、電磁的方法による議決権の行使を行っていませんが、今後の状況を踏まえ、導入を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率は低く、現時点においては、議決権電子行使プラットフォームの利用を行っていませんが、今後の状況を踏まえ、導入を検討してまいります。
招集通知（要約）の英文での提供	当社の株主における海外投資家（機関投資家を含む）の比率は極めて低く、現時点においては、招集通知の英訳は行っていませんが、今後の状況を踏まえ、導入を検討してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRに関する体制並びに手続等を社内規則に定め、適時開示体制についてはコーポレート・ガバナンス報告書にて開示しています。体系的な方針等は当社ウェブサイトにて開示しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	現在のところ、個人投資家向けに定期的説明会を開催していません。今後の状況を踏まえ、開催を検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の決算説明会では代表取締役社長が説明を行っています。又、機関投資家を対象としたスモールミーティング等を開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外の投資家向けに、英文資料の開示に努めていますが、現時点においては、海外投資家向けの定期的説明会は実施していません。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書等の各種報告書、中期経営計画、投資家向け決算説明会に関する資料等を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	担当部署：経営企画室 開示担当取締役：取締役経営企画室長　後関　和浩 事務連絡責任者：取締役経営企画室長　後関　和浩	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、持続的な企業価値の発展の為に、全てのステークホルダーを重視した経営を行い、透明で公正なコミュニケーションを通じて、ステークホルダーとの健全な関係の維持発展に努めることを「企業行動規範」に明記しています。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社では、ISO14001環境マネジメントシステムの認証を取得し、「環境方針」を定めると共に、担当取締役を中心とした環境委員会を設け、経営とリンクする戦略的な活動目標・実行計画を策定しています。年に1回、取締役・経営陣が出席する会議にて、年間を通じた活動を報告し、翌年以降への改善活動に繋げています。 又、ボランティア活動（チャリティイベントへの協賛・参加、地域清掃活動、募金活動等）を通じて、社会貢献活動にも積極的・能動的に取組んでいます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IRに関する体制並びに手続等を社内規則に定め、公平な情報開示に努めています。更に、ウェブサイトでの情報開示を充実させることにより、情報開示の公平性、適時性の向上を図っています。 又、体系的な方針等を当社ウェブサイトに開示しています。
その他	＜女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保＞ 当社は、人材の多様性は会社の持続的な成長を確保する上での強みとなることを十分認識しており、以下の2つの項目について積極的に推進しています。 1）女性従業員の積極的活用を推進すると共に、子育てと仕事の両立等多様なライフスタイルに応じ、社員の誰もが継続的に活躍できる環境を提供すべく、育児介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜残業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業等諸制度の整備及び周知を行っています。 又、平成28年4月より女性活躍推進法に基づく行動計画を作成し、採用における女性比率の向上や、女性管理職の育成も含めたキャリア研修等の実施に取組んでいます。 2）人材の多様性の一環として、新規学卒者の採用において積極的に外国人留学生を採用する活動を展開しています。 特にアジア圏における中国、ベトナムからの留学生の採用には注力しており、毎年数名を採用することで、多様性の確保を推進しています。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社における内部統制及びリスク管理に係る体制の概要は以下の通りです。

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制
(1) 企業行動規範を定め、取締役会・経営陣は、企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮しています。企業理念・経営理念を月に一度、全社合同朝礼にて唱和する他、いつでも確認出来るよう企業理念・経営理念を記載したカードを配付し、浸透を図っています。
(2) コンプライアンスの推進については、コンプライアンス体制に係わる規則等を整備し、当社の取締役及び使用人等が規則に準拠した業務運営に当たれるように研修等を通じ指導しています。
(3) 監査室は、社内規則に基づき、監査役及び必要に応じて会計監査人と連携して内部監査を行い、業務の適法性と適正性等を監査しています。
(4) 当社は、内部通報に係る社内規則を定め、外部の弁護士事務所、常勤監査役、監査室に通報相談窓口を設けています。
内部通報があった場合、通報された事項に関する事実関係の調査は、総務担当取締役が組織した調査チームが関連組織への調査を実施すると共に、通報者へ対応報告・是正確認を行う体制となっています。
(5) 当社は、「経理規則」その他社内規則に従い、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保する為の体制を確保すると共に、経営の効率化とリスクの管理を両立させ、財務報告に係わる内部統制が有効に機能するよう、全社レベルでの最適化を図っています。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)「文書管理規則」等に基づき、取締役の業務執行に関する文章を重要度に応じて区分し、適切な保存期間を定め、保存及び管理をしています。
(2) 取締役及び監査役の閲覧請求に対して、いつでもこれらの文書が閲覧出来るよう、総務人事部が保存及び管理をしています。

3) 損失の危険管理に関する規則その他の体制
(1) 当社は、取締役・経営陣を構成員とする内部統制委員会を設置し、コンプライアンスに対するリスクを管理しています。
(2) 監査室は、財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正性及びこれら体制の有効な運用をモニタリングし、当社のリスクを早期に発見し、解決を図っています。
更に、品質マネジメントシステムや情報セキュリティマネジメントシステム等のマネジメントシステムの活用を通じて、先を見据えたリスク管理体制を整備・運用しています。
各担当取締役は、これらのリスク管理体制の整備と運用状況を監督しています。
(3) 有事の際は、当社の代表取締役社長が選任した取締役を本部長とする「危機管理対応タスク」が統括して危機管理にあたり、迅速且つ適切な情報伝達と緊急体制を整備します。

4) 取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役会は「取締役会規則」に則り、月1回定例開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、遅滞なく業務執行の決定が行われる体制となっています。
(2) 当社の常勤取締役、常勤監査役及び経営陣で構成される経営会議が、原則週1回開催され、情報の共有及び意思疎通等を行うことで、迅速に経営判断が行える体制となっています。
(3) 当社の中期経営計画及び各年度予算を策定し、進捗状況を定期的に確認することで、取締役の業務執行の効率性を確保しています。
(4) 適正且つ効率的な職務の執行を確保する為、「業務分掌規則」、「職務権限規則」等、各種社内規則を整備し、各役職者の権限及び責任を明確にしています。

5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社の経営の自主独立性を尊重しつつ、企業集団全体の業務の適正を確保する為、子会社においても「企業理念」、「経営理念」、「企業行動規範」を周知徹底させると共に、子会社の重要な業務執行等について、当社の取締役会において審議及び報告を行い、子会社の業務執行の的確な把握に努めることとしています。子会社との間で適宜連絡会議を開催し、又は必要に応じて当社から取締役又は監査役を派遣し、子会社の業務執行状況及び財務状況の報告を受けると共に、各担当組織により子会社の業務の適正及び適切なコンプライアンス体制構築を確保する為に必要な助言及び指導等を行うようにしています。

6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 現在、監査役会は総務人事部が事務局として、その支援を行っていますが、監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「監査役スタッフ」　という）を置くことを求めた場合には、当該監査スタッフを配置するものとし、その業務内容及び期間等は監査役会と相談し、その意見を十分考慮の上、検討することとしています。
(2) 監査役スタッフは、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、取締役の指揮命令を受けず、監査役の指揮命令下で職務を遂行することとしています。
(3) 監査役スタッフの任命及び異動については、監査役会の同意を必要とし、業務執行者からの独立性を確保することとしています。

7) 取締役及び使用人が監査役に報告する為の体制その他監査役への報告に関する体制
(1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握する為、取締役会や経営会議等の重要会議に出席すると共に、稟議書類等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、定期的又は必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人に対してヒアリングを行い業務執行状況等の説明を求めることが出来ることとしています。
(2) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、直ちに監査役に報告することとしています。
(3) 監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しています。

8) 監査役の職務の執行について生じる費用等処理に係わる方針に関する事項
監査役は必要に応じて、弁護士やコンサルタント等外部の専門家を活用することが出来、これに伴い生じる費用は、当社にて負担しています。

9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する為の体制
(1) 監査役は、代表取締役と定期的及び随時に意見交換を実施しています。
(2) 監査役は、会計監査人及び監査室と連携することにより、監査役の監査業務を効率的に進めています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、「反社会的勢力対応基準則」を定めており、反社会的勢力との関係遮断が企業の社会的責任及び企業防衛の観点から必要不可欠であると考え、全社一丸となり、反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、「恐れない」「金を出さない」「利用しない」を基本原則として、一切の関係を持たないこととしています。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
(1) 対応統括組織及び不当要求防止責任者の設置状況
当社は、総務人事部を統括部門とし、総務人事部長を統括責任者としています。又、各事業所に担当責任者を設置しています。
(2) 外部の専門機関との連携状況
総務人事部は、顧問弁護士、管轄警察署、暴力追放運動推進センター等と連携し、反社会的勢力による不当要求に備えています。
(3) 対応マニュアルの整備状況
当社は、「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し、社内イントラネットに掲載し、いつでも閲覧出来るようにしています。
(4) 研修活動の実施状況
当社は、「反社会的勢力対応マニュアル」を教材に年1回以上従業員等に教育を実施しています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

「内部統制システムを含む
コーポレート・ガバナンス体制についての模式図」

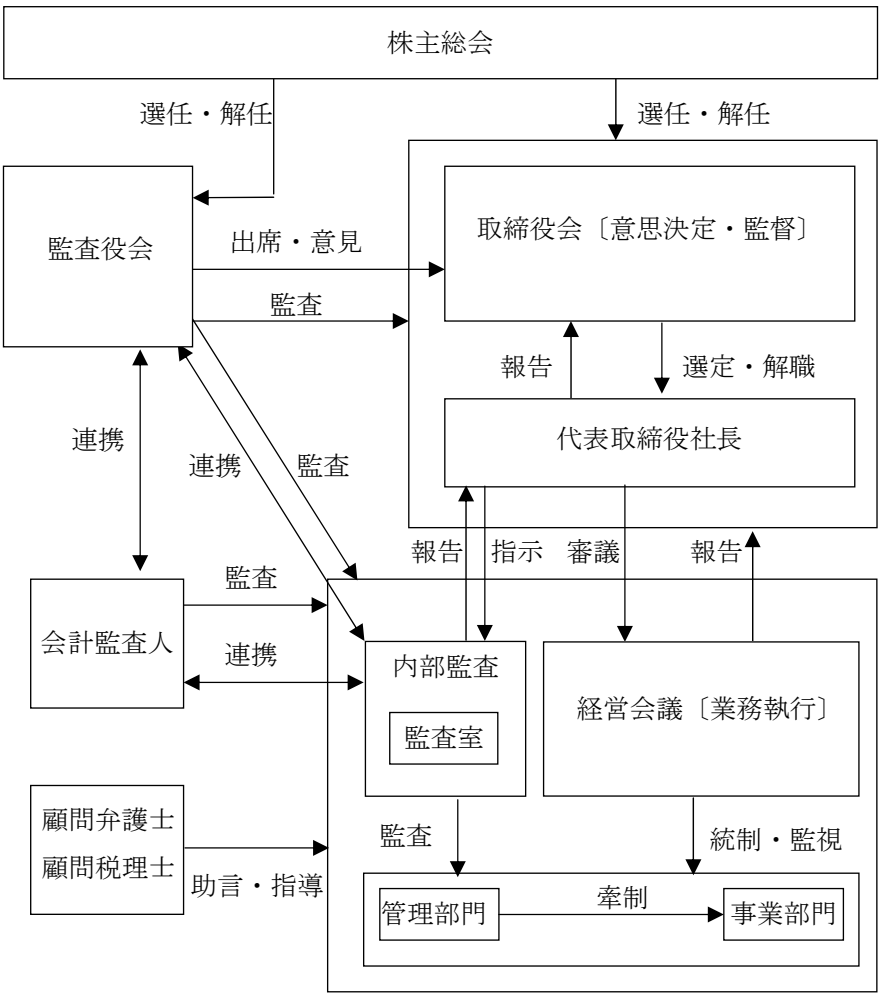

適時開示体制の模式図

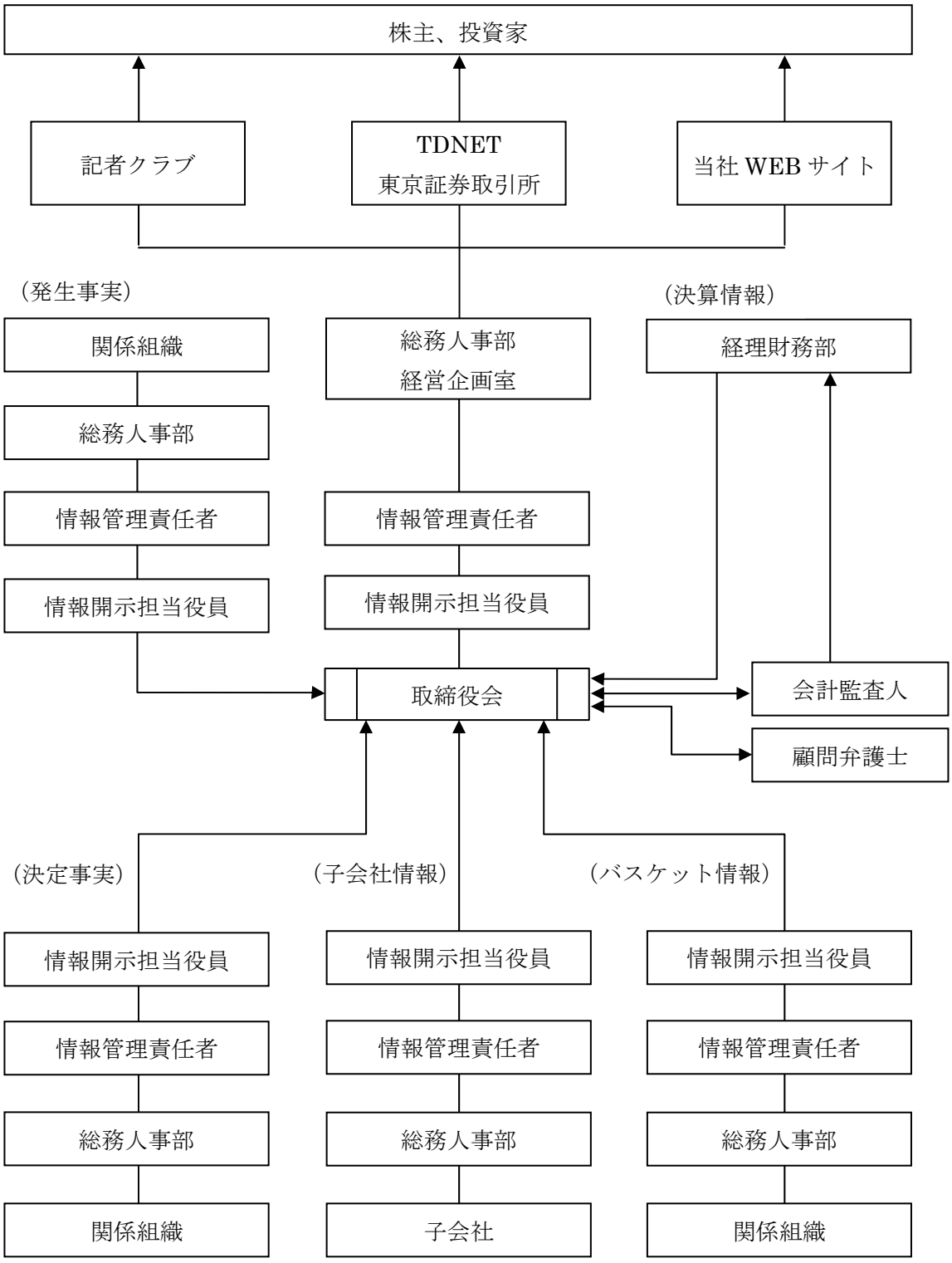
株主、投資家
記者クラブ
TDNET
東京証券取引所
当社 WEB サイト
（発生事実）
（決算情報）
関係組織
総務人事部
経営企画室
経理財務部
総務人事部
情報管理責任者
情報管理責任者
情報開示担当役員
情報開示担当役員
取締役会
会計監査人
顧問弁護士
（決定事実）
（子会社情報）
（バスケット情報）
情報開示担当役員
情報開示担当役員
情報開示担当役員
情報管理責任者
情報管理責任者
情報管理責任者
総務人事部
総務人事部
総務人事部
関係組織
子会社
関係組織